大分市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく
基本計画

令和７年　２月２１日

大分県 大分市

１　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、県都として大分県の中央に位置し、高崎山をはじめ霊山、本宮山などの山々が連なり、市域の約半分を森林が占めるなど、豊かな緑に恵まれ、これらの山々を縫うように一級河川である大野川、大分川が南北に貫流し、東部沿岸には豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港を存する、山、川、海のすべてがそろい、自然と都市が共存する優れた都市環境を有している。

しかしながら、本市の林業は、長期にわたる木材価格の低迷や森林所有者の高齢化等により、林業経営は依然として厳しい状況が続き、採算が合わないことなどから放置された森林が増加し、木材の安定供給や森林の多面的機能の低下が懸念されている。そのため、林業事業体の経営基盤強化や市民、企業・団体等の森林保全活動、森林環境譲与税の活用などにより、森林整備を持続的に行うための体制づくりが必要とされている。

その一方、本市では大分市地球温暖化対策実行計画に基づき持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組を推進することとしており、計画の柱の１つに「再生可能エネルギー等の利活用促進」を掲げ、バイオマス発電などの再生可能エネルギー等の利活用を促進している。

よって、現在、日吉原地区で既に稼働しているバイオマス発電所への原料の供給体制強化および本市の森林資源の有効活用など農林業の活性化を目指すこととする。

２　再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地　目		面積（㎡）	備　考
		登記簿	現況		
A	大分市大字日吉原１番７号	雑種地	雑種地	12,855	バイオマス発電設備設置済

３　２の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	バイオマス発電（直接燃焼方式） （木質チップ、建設廃材、ＰＫＳ、下水汚泥）	22,000ｋW	

４　再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
A	該当区域なし	なし

5　再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
A	設備整備事業者がバイオマス発電の実施にあたり、以下の取組を行う。 ⑴ 燃料として地域の未利用材等の木質バイオマスを長期かつ安定的に購入することで、林業関係者、森林所有者の山林所得向上や公益的・多面的な機能向上を実現するなど農林業の活性化に寄与する取組を行う ⑵ 本市主体の下水汚泥燃料化事業より製造されるバイオマス汚泥燃料を木質バイオマス燃料と混合し使用することで多様なバイオマス燃料の有効利用化を実施する。	地域に賦存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて８割未満とならないようにする。

6　自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

（１）自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質や大気質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

（２）景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

（１）目標

バイオマス発電において、約 150,000,000kWh／年の発電量及び地域木質燃料 7.5 割以上、汚泥燃料 0.5 割以上の合計 8 割以上の地域燃料を継続的に使用する取組を図るとともに、地域の農林漁業の健全な発展を資する取組を行う。

（２）目標の達成状況についての評価

⑴の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画について、その実施状況を本市に報告することとする。また、目標が達成されない場合は、協議会において協議し、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8　再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備事業者の責任において、施設撤去及び原状回復の費用負担及び区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るための対策を行うものとする。

9　農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10　その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

（1）ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

（2）設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

（3）区域外の関係者との連携

本市及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。
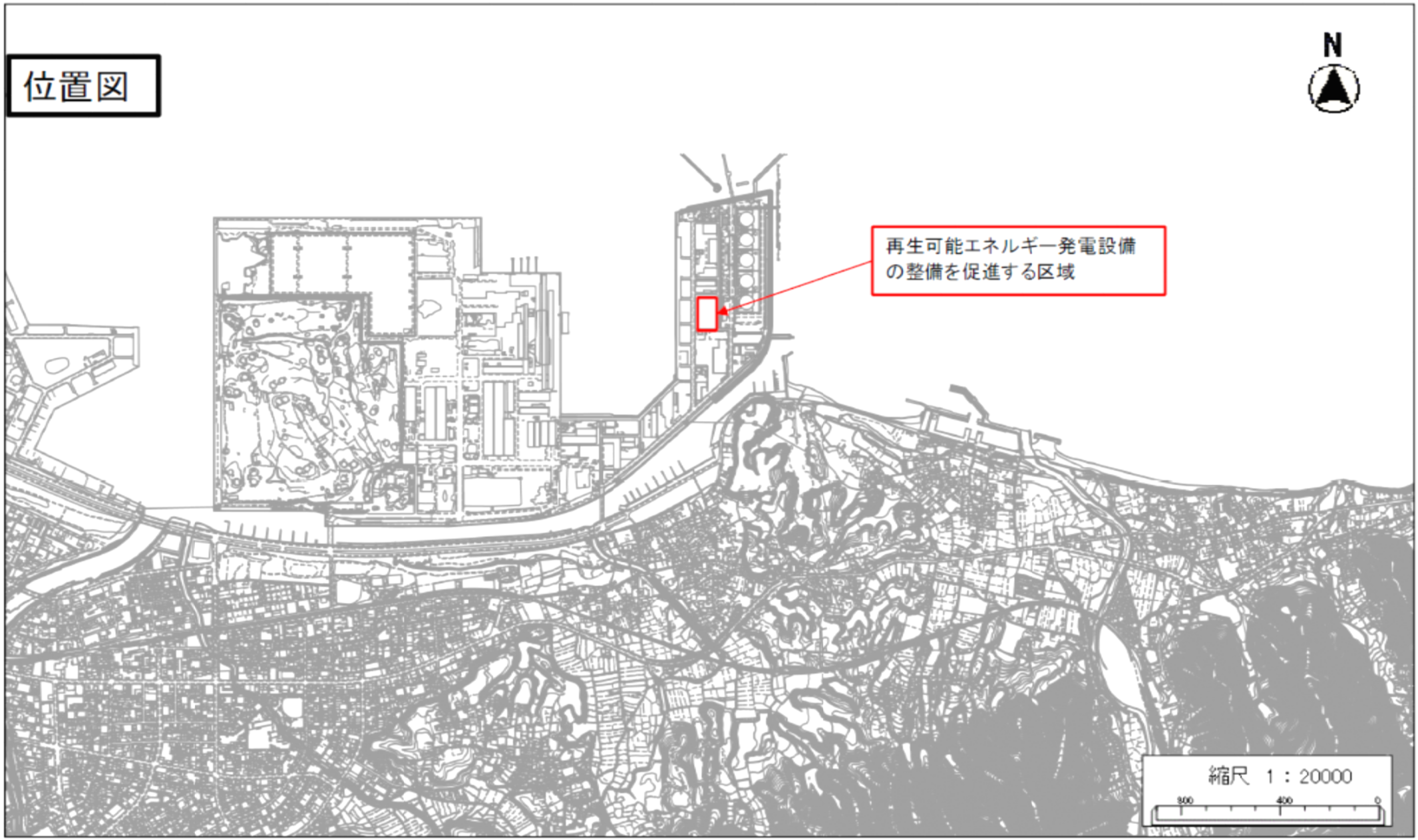
位置図